

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成三十年六月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

尾道市農業 協同組合			登録検査 機関の 名称	
追加			変更 内容	
藪花 貴之	森 幸人	谷尻 順平	変更の あった 農産物 検査員	
世羅郡世羅町小国甲 一五一四番地	世羅郡世羅町小国四 七五四番地	尾道市御調町白太八 三番六号	住所	
もみ、玄 米、小麦 大麦、裸 麦、大豆 そば	もみ、玄 米、小麦 大麦、裸 麦、大豆	もみ、玄 米、小麦 大麦、裸 麦、大豆 そば	農産物 検査 を行う 農産物 の種類	
平成三〇 年五月三 〇日			変更 年月 日	